

「経営事項審査」は受けていますか？

建設業法に基づき、札幌市から工事を直接請け負う業者は経営事項審査を受ける（「総合評定値通知書」を受領する）必要があります。

有効期限内（審査基準日が請負契約締結日の1年7ヵ月前まで）の経審の受審・通知書の受領がないと落札候補者となっても契約することはできませんので、ご注意ください。

そのため営業年度の決算を終えたら、忘れずに経営事項審査を受けるようお願いいたします。

「審査基準日」が請負契約締結日の1年7ヵ月前までになっていることが必要です。
有効期限が切れている場合は、落札候補者となってもその入札を「無効」とします。

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可
号

審査基準日 平成 年 月 日

電話番号
市区町村コード
資本金額
完成工事高/売上高(%)
行政庁記入欄

[金額単位：千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			N年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 N年平均	技術職員数				評点 (Z)	
						一級	(講習受講)	基幹	二級		
	010 土木一式										
	011 プレストレスト コンクリート										
	020 建築一式										
	030 大工										
	040 左官										
	050 とび・土工・コン クリート										
	051 法面処理										

【問い合わせ先】

財政局管財部契約管理課工事契約係

☎ 211 - 2442